**小菅村移住支援金交付要綱**

（趣旨）

第１条　小菅村は、山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び小菅村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本村への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、山梨県と共同して行う移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から小菅村に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、山梨県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業の実施要領（以下、県実施要領という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（交付金額）

第２条　移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては１００万円、単身の申請の場合にあっては６０万円とする。また、１８歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は１８歳未満の者一人につき３０万円を加算する。

（対象者要件）

第３条　次の（１）の要件を満たし、かつ（２）、（３）、（４）又は（５）の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては（６）の要件を満たす申請者を対象とする。

### （１）移住等に関する要件

### 次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

#### 移住元に関する要件

* 1. 住民票を移す直前の10年間のうち、通算５年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
  2. 住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す３ケ月前までを当該１年の起算点とすることができる。）
  3. ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

（イ）移住先に関する要件

#### 次に掲げる事項の全てに該当すること。

##### 令和４年４月１日以降（地方創生推進交付金の交付決定がされた後であって山梨県において移住支援事業の詳細が公表された後の日付を記入）に転入したこと。

##### 移住支援金の申請時において、転入後３か月以上１年以内であること。

##### 小菅村に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

#### （ウ）その他の要件

#### 次に掲げる事項の全てに該当すること。

##### 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

##### 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

##### その他山梨県又は小菅村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

### （２）就業に関する要件

１）一般の場合

### 次に掲げる事項の全てに該当すること。

#### （ア）勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

#### （イ）就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

#### （ウ）就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

#### （エ）週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して３か月以上在職していること。

#### （オ）上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

#### （カ）当該法人等に、移住支給金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

#### （キ）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

２）専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

#### （ア）勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

#### （イ）週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して３か月以上在職していること。

#### （ウ）当該就業先において、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

#### （エ）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

#### （オ）目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

（３）テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

（イ）地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

（４）本事業における関係人口に関する要件

小菅村や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、小菅村が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）小菅村において、本事業における関係人口の対象範囲が明確化されていること。

（イ）対象範囲の明確化に当たっては、山梨県等関係機関と調整のうえ、事業実施計画の付属資料として添付していること。

（５）起業に関する要件

### １年以内に山梨県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

（６）世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

#### （ア）申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

#### （イ）申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

#### （ウ）申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、令和４年４月１日以降（地方創生推進交付金の交付決定がされた後であって、山梨県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後の日付を記入）に転入したこと。

#### （エ）申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後３か月以上１年以内であること。

#### （オ）申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付の申請）

第４条　移住支援金の申請者は、申請書（様式１）、移住先の就業先の就業証明書（様式２）及び本人確認書類に加え、第３（１）の要件を満たし、かつ（２）、（３）、（４）又は（５）の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては（６）の要件を満たすことを証する書類を村長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第５条　村長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式３）により、当該申請者に通知する。

審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

（支援金の交付）

第６条　移住支援金の支払いを受けようとする者は、前条の規定による通知を受けた後、速やかに小菅村移住支援金請求書（様式第４号）を提出しなければならない

２　村長は、前項の請求書の提出があった場合は、移住支援金の交付を行う。

（報告及び立入調査）

第７条　山梨県及び小菅村は、山梨県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、山梨県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第８条　村長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして山梨県及び小菅村が認めた場合はこの限りではない。

（１）全額の返還

1. 虚偽の申請等をした場合
2. 移住支援金の申請日から３年未満に移住支援金を受給した小菅村から転出した場合
3. （就業の場合のみ該当）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
4. 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

（２）半額の返還

移住支援金の申請日から３年以上５年以内に移住支援金を受給した小菅村から転出した場合

　（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、山梨県と小菅村が協議して定める。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。